平成２４年（フ）第２５号
相模原市中央区清新４丁目２番７号　ミルトニヤハイツ106
債務者　荒木　好昭
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６号
相模原市中央区清新４丁目２番７号　ミルトニヤハイツ106
債務者　荒木　國子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７号
相模原市中央区清新４丁目２番７号　ミルトニヤハイツ106
債務者　護得久美智子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１号
神奈川県座間市相模が丘２丁目43番１号
債務者　鍵渡　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４６号
静岡県伊豆の国市中1000番地の25
債務者　森川　　康
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７１号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番５号
債務者　塚本　昌幸
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７２号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番５号
債務者　塚本　麻子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
堺市堺区三条通４番７号
債務者　田中　　務
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
北海道岩見沢市日の出北４丁目13番７号
債務者　堰本　美雪（旧姓清水・相笠）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１３３号
北海道岩見沢市８条西17丁目36番地　ハイツトピア５号
債務者　田村　直人
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１３４号
北海道岩見沢市南町６条２丁目７番18号　角栄荘１Ｆ－２号
債務者　小林　　武
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８号
北海道岩見沢市日の出台９丁目５番７号
債務者　谷本　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９号
北海道岩見沢市南町３条１丁目５番４号
債務者　小山　弓枝（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１０９号
新潟県上越市吉川区大乗寺768番地７
債務者　土屋　康秀
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１１０号
新潟県上越市中通町９番29号
債務者　中野　章子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８号
新潟県上越市南高田町４番４号　ハイツパーシモン201号
債務者　岡田　晃一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１３号
愛知県岩倉市旭町１丁目40番地　山内荘１号
債務者　白木　光秋
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２６号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字寺前16番地
債務者　上田　文子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部